

### 国際会議、海外からの報奨・研修旅行、スポーツ合宿を長野県へ

# **NAGANO MICE**

Meeting, Incentive Travel, Convention, Exhibition/Event

## 長野県MICE誘致促進事業補助金のご案内

市町村等の助成に加え、 長野県の補助制度を 活用いただけます。

### 【補助金額】

国外参加者 10,000円×人数 国内参加者 5,000円×人数

(注1) 国外参加者には、在外日本人も含み、在日外国人は除くものとします。

(注2) オンライン参加者は除く。

# 【補助限度額】

1,000,000円 または、

開催に要する経費の1/2 (千円未満切り捨て) のいずれか低い額 ※開催に要する経費は会場費、印刷製本費、広報宣伝費、交通費、謝金、通信費、消耗品費とし、

飲食費は除くものとします。 ※予算の範囲内での交付となります。



#### 【補助対象者・主な要件】

事業の種類	補助対象者	主な要件
企業等の会議		(1)市町村、観光協会等から助成を受けていること
国際会議	主催者	(2) 参加者数(実人数): 50名以上 (オンライン参加者を除く)
展示会、見本市、 イベント		<ul><li>(3)参加国:オンライン参加者を含め、日本を含む 3か国以上</li><li>(4)開催日数:連続した2日以上(長野県内)</li></ul>
報奨・研修旅行 (インセンティブツアー)	·主催者	(1) 市町村、観光協会等から助成を受けていること (2) 国外参加者数(実人数):10名以上 (3) 県内での宿泊:延べ宿泊者数30人泊以上
スポーツ合宿	・当該旅行等の企画 手配を行う旅行業者 (旅行業法に基づ観光庁長官また は都道府県知事登録を受けている 者)	(1) 市町村、観光協会等から助成を受けていること (2) 国外参加者数(実人数): 10名以上 (3) 県内での宿泊: 延べ宿泊者数50人泊以上

- (注) 上記に関わらず、以下のものは補助金の交付対象にはなりません。
- 1 国、長野県が主催(共催含む)するもの、2 宗教団体が主催するもの、3 政治団体が主催するもの、4 営利を目的とするもの、
- 5 長野県からの他の補助・助成を受けているもの、6 その他補助金の目的に相応しくないと認められるもの

問い合わせ先

長野県 観光部 観光誘客課 国際観光推進室

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL: 026-235-7252 FAX: 026-235-7256 e-mail: go-nagano@pref.nagano.lg.jp

詳しくはこちら(申請書ダウンロード)

URL: https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoshin/miceshinsei.html



# 長野県MICE誘致促進事業 補助金交付までの流れ

本補助金は、市町村、観光協会、コンベンションビューロー等からの助成を受けることが必要です。

#### 交付決定前に事業に着手する場合

事前着手

● MICE誘致促進事業補助金事前計画書 (様式第2号) を提出してください。

【添付書類】

- 1 収入支出予算書(様式第1号の1)
- 2 補助事業の概要がわかる書類 (開催要項等)
- 3 申請団体の定款、規約及び役員、構成団体(者)の名簿等
- 4 その他必要と認められる書類

# <内示>

● MICE誘致促進事業補助金事前着手届(様式第3号)を提出してください。

交付申請

● MICE誘致促進事業補助金交付申請書(様式第1号) を提出してください。

【添付書類】

- 1 収入支出予算書(様式第1号の1)
- 2 補助事業の概要がわかる書類 (開催要項等)
- 3 市町村等からの助成内容が分かる書類(交付申請書等)
- 4 申請団体の定款、規約及び役員、構成団体(者)の名簿等
- 5 確認書(様式第1号の2)
- 6 その他必要と認められる書類

# <交付決定>

事業実施

● 交付決定後に事業の変更、中止(廃止)、期間延長が発生した場合には、速やかに次のいずれかの書類を提出し、承認を受けてください。

【変更、中止(廃止)】MICE誘致促進事業変更(中止·廃止)承認申請書(別記様式6号) 【期間延長】MICE誘致促進事業完了期限延長承認申請書(別記様式7号)

実績報告

- MICE誘致促進事業補助金実績報告書(様式第4号) を提出してください。 【添付書類】
  - 1 収入支出決算(見込み書)様式第4号の1
  - 2 補助事業の完了及び事業状況がわかる書類(報告書等)、写真
  - 3 市町村等からの助成が確定したことが分かる書類(確定通知等)
  - 4 その他必要とみとめられる書類

【提出期日】

事業完了の日から起算して30日を経過した日

または交付決定があった日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日

# <交付額の確定>

交付請求

● MICE誘致促進事業補助金交付請求書(様式第5号) を提出してください。

# <補助金の交付>

#### 【提出先】

長野県 観光部 観光誘客課 国際観光推進室 あて

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL: 026-235-7252 FAX: 026-235-7256 e-mail: go-nagano@pref.nagano.lg.jp